

衆議院農林水産委員会における山根会長の参考人意見陳述

平成22年12月8日に開催された、第176回衆議院農林水産委員会(山田正彦委員長(前農林水産大臣))において、「農林水産関係の基本施策に関する件」の中で、口蹄疫問題の参考人として、口蹄疫対策検証委員会座長を務めた、山根本会会長が参考人として招致され、委員からの質問に回答するとともに口蹄疫防疫のあり方について、意見陳述を行った。

本会議には、同委員会委員の他、鹿野道彦農林水産大臣、平野達男内閣府副大臣、篠原 孝農林水産副大臣、菊田真紀子外務大臣政務官、吉田 泉財務大臣政務官、松木けんこう農林水産大臣政務官、雨宮由卓農林水産委員会専門員、さらに参考人として、山根会長の他、郷原信郎弁護士(口蹄疫対策検証委員会委員)、津田知幸動物衛生研究所企画管理部長(口蹄疫疫学調査チーム長)が出席した。

まず、山根会長へ意見開陳が求められ、口蹄疫対策検証委員会において、取りまとめた内容について説明され、最も重要なことは、発生予防であり、さらに早期発見、通報、迅速初動対応である旨が訴えられた。次に、参考人への質疑に移り、山根会長に対しては、道休誠一郎委員(民主党)から、①現在、韓国での発生状況下で、報告書どおり水際での防疫体制がとられているのか。②豚の発症、1例目が県の畜産試験場支場で、その後、家畜改良事業団でも種雄牛に感染する等、組織防疫体制のあり方はいかがか。③今後、畜産農家、行政、一般市民が留意すべき事項について意見が求められ、これに対して、①については、先日、発生国の韓国、中国、台湾を行き来したが、やはり空からの水際対策は無きに等しい。また、韓国から日本の農場へ見学者が来ても、その記録は無く、自治体も聴取さえできない状況であり、今後同じ事態が繰り返されぬよう、その点を強く報告書で提言した。②については、公的機関は民間の手本であるべきだが、10年前の経験を生かせず、危機管理意識が育っていなかった。③については、今回、診療した獣医師が家畜保健衛生所に通報したが、検査機関に検体を送るのが大変遅かった。これは市場の閉鎖や移動禁止等の影響を考慮し躊躇したからであり、今後、イギリスのように誰でも容易に通報できるシステムを構築する必要がある旨それぞれ回答された。続いて、江藤 拓委員(自由民主党)から、①殺処分等の防疫対応では獣医師の人数、技術等に問題があったが、今後、農業共済や民間の獣医師の活用他、即応できる獣医師を確保して、定期的な演習、教育等を義務づけ、有事の際に自治体職員

と同様の権限を持たせる等の体制作りが必要と考える。②口蹄疫対策特別措置法では国の責務として、自治体での殺処分家畜の埋却地の確保等規定したが、家畜伝染病予防法との法律上、整合が不十分な部分もある旨の見解に意見が求められ、これに対して、①については、今の家畜防疫員のほとんどが自治体職員であるが、若い防疫員は牛を触った経験もないという職員が多い。また、獣医師がすべてを行うのではなく、経験者をリーダーに置いて、動物看護職も入ったチーム医療の体制を構築して効率的な対応が求められる。これらを踏まえ、家畜伝染病予防法を改正し、家畜防疫員と任命しなくても、それに準ずる体制作りが必要と考える。②については、埋却の確保が求められれば、中小農家は経営できない。今回の発生は大規模、企業経営が多く、新規の畜産農家は、適正規模を審査する等、許可体制が必要と思われる。土地の確保は、国でなく、現場を熟知した自治体が公有地等を確保し、体制を整える必要がある旨意見が述べられた。さらに、石田祝稔委員(公明党)からは、①報道でニュージーランドの水際の事例が報告されているが、具体的な方策はどのようなか。②宮崎県の獣医師の職務が、過重なものであったことも防疫に影響した側面があるようだが、これからの産業動物の獣医師教育、育成についてはどのように考えるかとの質疑があり、これに対して、①については、ニュージーランド、オーストラリアでは入国の際、訪問先の農場等細かくチェックできるよう厳しく規定しているが、我が国でも何処の国で何をした等は申告させる体制は必要と考える。②については、文部科学省で今審議を進めているが、公衆衛生と産業動物診療分野が諸外国に比べ遅れており、教育体制の充実が必要である。また、今回、発生当初、県では地元の産業動物診療獣医師へ協力を求めなかったが、各県獣医師会は獣医師の所在、技能を熟知しているので、各県は地元獣医師会と太いパイプをもって、緊急時対応できる体制を構築することが重要である。最後に、吉泉秀男委員(社会民主党)から、①この埋却地について、海外における埋却地の確保はどのようなか。②家畜飼養の衛生管理基準を遵守しない畜産農家への罰則等の考え方について。③検証委員会では、国、県それから市町村、さらには生産者の連携の不備、危機感の欠如が指摘されたが、今後の方向性はいかがか、との質疑があり、これに対して、①については、国によってレンダリング、埋却等されているが、日本のように狭い面積に多頭飼育する実情を考慮すると、広い土地を持った国で無く、イギリスな

どを参考とすべきである。②については、口蹄疫は、被害は家畜農家だけに留まらず、県、国、さらに世界に影響を及ぼすことから、今後、一農家が危機管理に励むよう、基準を実効あるものにする必要がある。③については、大規模経営の農家は県外の管理獣医師に任せるとい

う状況で、地元獣医師会とは全く疎遠になり、必要な情報が伝達できない。獣医師に何かしらの義務を課すことで、責任を果たすような意見もある旨が回答された。

その他の参考人に対しても委員から、専門的な内容及ぶ熱心な質疑等が行われ、参考人質疑は終了した。
